

株式会社Jouleに対する行政処分について

1. 株式会社Jouleに対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われました(平成21年11月13日付)。

● 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

株式会社Joule(以下「当社」という。)は、その行う投資助言葉に関し、ホームページ(以下「HP」という。)を作成・公開して広告を行っている。当該HPでは、当社が設定している助言コース6プランのうち1プランについて、「会員様の声」として、4名分の「職業」、「投資資金」、「入会のきっかけ」、「入会后一年の損益」及び「入会時から見たトータルの損益」等(以下「運用実績等」という。)を紹介しており、当該運用実績等は、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっている。

しかしながら、当該内容の検証を行ったところ、

- ① 4名全てについて、そもそも当社には該当する顧客は存在しない
- ② HPを作成した当社社長は、当社に存在しない顧客について、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開している

ことが認められた。

上記のとおり、当社は、投資助言・代理業の実績に関する事項(金融商品取引業等に関する内閣府令第78条第6号)について、広く一般に閲覧可能なHP上に架空の実績を記載することにより、著しく事実に相違する表示を行っていたものと認められ、金融商品取引法第37条第2項に違反する。

2. 以上のことから、本日、株式会社Jouleに対し、金融商品取引法第51条及び第52条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行いました。

(1)業務停止命令(金融商品取引法第52条第1項)

金融商品取引業の全ての業務を平成21年11月30日から平成21年12月29日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)

(2)業務改善命令(金融商品取引法第51条)

- ①再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること。
- ②本件広告が著しく事実に相違するものであった旨周知するとともに、解約対応を含めた万全な顧客対応を執ること。
- ③本件法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- ④上記①から③までのことについて、具体的な改善策を平成21年12月10日(木)までに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先  
近畿財務局 理財部証券監督課  
06-6949-6367(ダイヤルイン)